

1 3 (5)

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

岩沼市立玉浦中学校

目 次

はじめに

I いじめの定義

II いじめの理解

III いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止（リスクマネジメント）

（1）基本的考え方

（2）いじめの防止のための措置

2 早期発見

（1）基本的考え方

（2）いじめの早期発見のための措置

3 いじめに対する措置（クライシスマネジメント）

（1）基本的考え方

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

（3）いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

（5）いじめが起きた集団への働き掛け

（6）ネット上のいじめへの対応

4 その他の留意事項

（1）いじめ対策年間指導計画等

（2）組織的な指導体制

（3）校内研修の充実

（4）校務の効率化

（5）学校評価

（6）地域や家庭との連携について

IV いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

（1）いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

（2）いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

（3）その他

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

（1）学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

VI 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

2 調査の方法

（1）いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

（2）いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

（3）調査を行う際のその他の留意事項

3 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（2）調査結果の市長への報告

（3）いじめた生徒及び保護者への説明

（4）他の保護者への対応

4 その他の留意事項

（1）地域住民等への対応

（2）マスコミへの対応

（3）その他

<資料 1> 学校生活アンケート

<資料 2> いじめ発見のための実態調査アンケート

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の生徒の尊厳を保持するため、市（町村）・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめにあたと判断し

た場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができ場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅱ いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

Ⅲ いじめの防止等に関する基本的考え方（リスクマネジメント）

1 いじめの防止（リスクマネジメント）

（１）基本的考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。また未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

（２）いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・ 職員会議や校内研修において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験学習や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をととして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校のエducational活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、部活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 月に1回、学校生活についてのアンケート（全校生徒対象）調査を実施する。実施後、学級担任がアンケートを確認し気になる生徒がいた場合は学年主任、生徒指導主事へ報告し、速やかに面談を実施する。回収した用紙は学年主任がとりまとめ生徒指導主事に報告する。
- ② いじめに関するアンケート（全校生徒対象）を実施する。実施回数を2回（6・11月頃）とし、取扱いについては上記①と同様に行う。
- ③ 授業時間、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配り、生徒の変化を察知するよう努める。気付いたことがあれば、学年や管理職に報告、情報交換、共通理解、共通行動を行う。
- ④ PTA総会、学年学級懇談会、家庭訪問などの機会に、保護者から情報を得る。
- ⑤ 集まったいじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

3 いじめに対する措置（クライシスマネジメント）

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長、教頭、生徒指導主事、学年主任等に報告し組織的に対応する。その後は、いじめ・不登校・生徒指導・学校安全対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導

により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じる時には、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度¹を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

¹ 児童の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後の不安等保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒²を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、岩沼市教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

² 懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める退学（公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为される行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロール³と情報モラル教育⁴

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や岩沼市教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することによりネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

（１）いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図るように努めることとする。

（２）組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

（３）校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

³ ネットパトロール（H21、5、1 高校教育課事業） ネット被害未然防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

⁴ 情報モラル教育 県教育総合センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設（H21～）し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

(4) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、PDCAサイクルに基づいて評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

IV いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会・連絡協議会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会・連絡協議会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会・連絡協議会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には、いじめ問題対策委員会・連絡協議会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会・連絡協議会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

- (1) 校長（委員長）、教頭、主幹教諭、教務主任、いじめ対策・不登校支援担当者、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、関係教諭
- (2) 主任児童委員、警察関係、父母教師会会長、その他必要に応じてカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加える。

4 「いじめ問題対策委員会・連絡協議会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主事〉

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

- ・保健室利用の児童生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

〈生徒指導主事〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

〈管理職〉

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているかを定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

いじめ情報

①情報を集める

○教職員、生徒、保護者、地域住民等から情報を集める。

- ・いじめを発見したら、その場で行為を止める。
- ・相談や訴えに傾聴する。
- ・正確な実態把握をする。
- ・聞き取りは、他の生徒の目に触れないよう、時間・場所等に配慮する。

②指導・支援体制を組む

○委員会で指導・支援体制を組む。
学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、いじめ不登校担当、管理職などで役割を分担する。

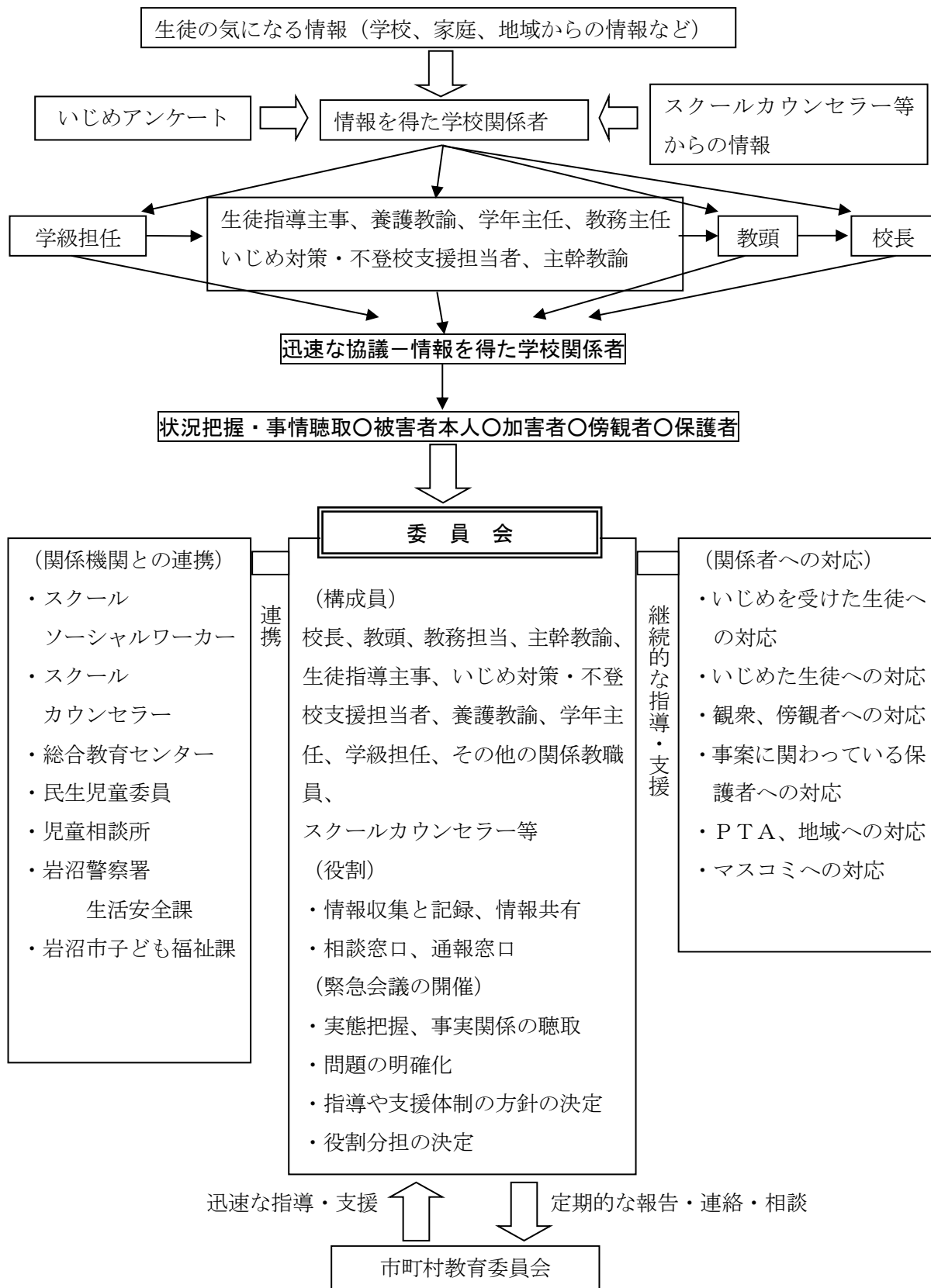
③生徒への指導・支援を行う

- いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

【いじめ問題対策委員会・連絡協議会】



V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

（１）いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

（２）いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（３）その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

（１）学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

岩沼市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会・連絡協議会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

＜いじめ問題対策委員会・連絡協議会＞・・・母体として

校長、教頭、主幹教諭、教務担当、生徒指導主事、いじめ対策・不登校支援担当者、養護教諭、学年主任、その他の関係職員（学級担任、部活動担当教員等）

＜適切な専門家＞・・・岩沼市教育委員会の指導を受けて

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

VI 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 学校は、岩沼市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は岩沼市教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

（１）いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、岩沼市教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

（２）いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（３）調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する。

(2) 調査結果の市長への報告

調査結果については、岩沼市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて岩沼市教育委員会を通じて市長へ送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。
（例）電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

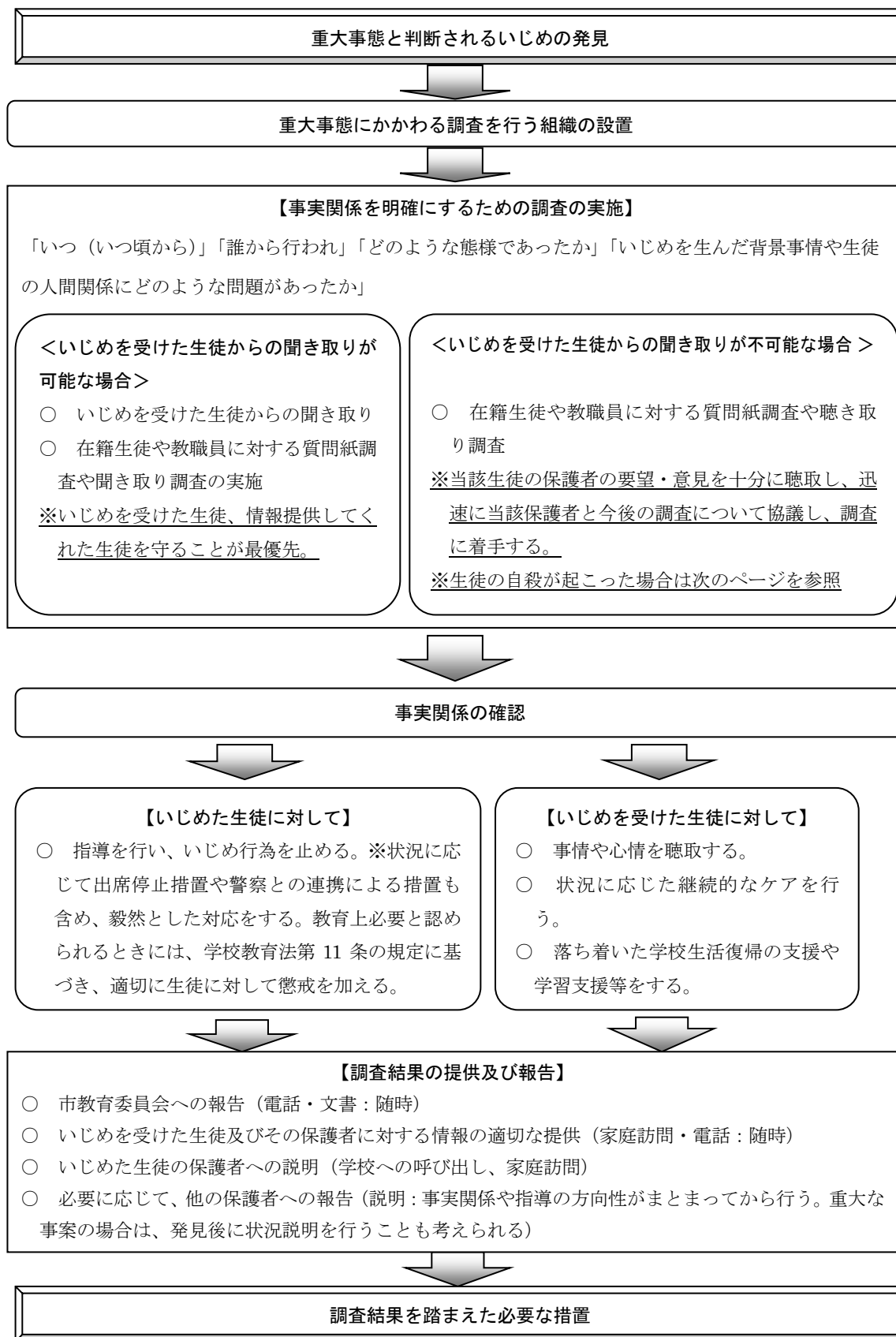
(2) マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け「取材時間、取材場所等」を決めて、岩沼市教育委員会の指導を受けた上でマスコミの取材に応じる。

(3) その他

- ・ 生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、岩沼市教育委員会を通して要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

<事実関係を明確にするための調査のフロー>



生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

③ 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

<資料1>

学校生活アンケート

年 組 (男子 ・ 女子)

このアンケートは、皆さんが毎日楽しく安心して学校生活を過ごすために行います。
当てはまるところに○を付けてください。

1. 学校は楽しいですか。

- ①楽しい ②まあまあ楽しい ③あまり楽しくない ④楽しくない

2. 現在、いじめられていますか。

- ①はい ②いいえ

3. あなたの周りでいじめられたり、困っている人はいますか。

- ①いる ②いない

↓
「いる」場合には、少し詳しく教えてください。

--

4. 今、悩んでいることや困っていることがありますか。

- ①ある ②ない

↓
ある 場合は、その内容を自由に書いてください。

--

5. きょうだいの世話や家の手伝いのために、勉強ができなかったり、学校に行けなかったりしたことがありますか。

- ①ある ②ない

↓
ある 場合は、その内容を自由に書いてください。

--

6. 家族が心配で、勉強に集中できなかったり、自分のしたいことを我慢したり、できなくなったりすることはありますか。

- ①ある ②ない

↓
ある 場合は、その内容を自由に書いてください。

--

7. その他に相談や話を聞いてもらいたいことがありますか。

①ある ②ない

↓

ある 場合は、相談したい相手（○で囲む）とその内容を書いてください。

相談したい相手

①担任 ・ ②スクールカウンセラー 佐藤 拓也先生

③顧問 ・ ④心のケア支援員 高橋先生 ・ ⑤その他（ ）

相談内容（秘密にしたい場合は書かなくても良いです。）

※ 3の質問で、相談が「①あり」に○を付けた人で、相談の調整がありますので、
良ければ自分の名前を書いて下さい。

もちろん、直接、各先生に相談に行ってもかまいません。

なまえ _____

以上です。

＜資料 2＞

○生徒のいじめの実態調査

() 年 () 組 氏名 ()

問1 今までに、次のようなことを見たことや聞いたことがありますか。

- ① 最近見た（聞いた）。
- ② 夏休み以降に見た（聞いた）。
- ③ 見た（聞いた）ことがない。

番号	質問	回答
1	給食の時に、人が嫌がることをしている。	
2	ある人の持ち物を隠している。	
3	お金や物の貸し借りしている。	
4	いつも特定の人に自分の給食の片づけをやらせている。	
5	すれ違いざまに、わざと足をかけたり頭をたたいたりしている。	
6	クラスのある人に先生が当てると、すぐにみんなでにやにや笑っている。	
7	本人が嫌がっているのに「あだ名」で呼んでいる。	
8	友達や仲間から口をきいてもらえなかったり、「おはよう」などのあいさつをしても無視をしている。	
9	ノートに嫌な言葉等の落書きをしている。 (嫌な言葉の落書きがカバンなどに入っていた。)	
10	清掃活動ではいつも、ぞうきんがけやゴミ捨てなどばかりさせている。	
11	人が嫌がることを言ってばかりにしている。	
12	廊下を歩いていると、特定の人に対してみんなが避けている。	
13	特定の人顔を見て、嫌な顔などをしている。	
14	特定の人をちらちら見ながら内緒話をしている。	
15	自転車やくつのいたずらをしている。(鍵隠し・靴隠し・タイヤの空気抜きなど)	
16	誰かの携帯電話のアドレスが勝手に友達や他人に広まっている。	
17	インターネットのサイト(アプリ)やSNSなどに悪口などが書かれている。	

問2 これまでに、あなた自身が次のようなことに、
かかわったことがありますか。

- ① 自分も近いようなことをしたことがある。
 ② 自分も近いようなことをされたことがある。
 ③ かかわったことはない。

番号	質問	回答
1	給食の時に、人が嫌がることをする。	
2	ある人の持ち物を隠す。	
3	お金や物の貸し借りをする。	
4	いつも特定の人に自分の給食の片づけをやらせている。	
5	すれ違いざまに、わざと足をかけたり頭をたたいたりする。	
6	クラスのある人に先生が当てると、すぐにみんなでにやにや笑う。	
7	本人が嫌がっているのに「あだ名」で呼ぶ。	
8	友達や仲間から口をきいてもらえなかったり、「おはよう」などのあいさつをし ても無視をする。	
9	ノートに嫌な言葉等の落書き（嫌な言葉の落書きがカバンなどに入っていた。）	
10	清掃活動ではいつも、ぞうきんがけやゴミ捨てなどばかりさせている。	
11	人が嫌がることを言ってばかりにする。	
12	特定の人が廊下を歩いていると避ける。	
13	特定の人顔を見て、嫌な顔などをする。	
14	特定の人をちらちら見ながら内緒話をする。	
15	自転車やくつのいたずらをする。（鍵隠し・靴隠し・タイヤの空気抜きなど）	
16	誰かの携帯電話のアドレスを勝手に友達や他人に広める。	
17	インターネットのサイト（アプリ）などに悪口などをかく。	
18	1～17以外のことで、あなたはいじめと思うことに関わったことがあります か。	

見たり、聞いたり、自分がされていることなど、具体的に相談したいことや伝えたいことを書きましょう。